

【別紙】指定管理者募集要項（斎場）

丹波市斎場
指定管理者募集要項

令和7年8月
丹波市生活環境部環境課

丹波市斎場 指定管理者募集要項

柏原斎場 つつじ苑及び氷上斎場（以下、丹波市斎場という）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び丹波市斎場条例（平成16年11月1日条例第140号、以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1 公募する施設の概要等

（1）施設概要

名 称	柏原斎場つつじ苑	氷上斎場
所 在 地	丹波市柏原町下小倉 2088 番地 20	丹波市氷上町絹山 1025 番地 1
竣工年月	平成 11 年 2 月	平成 9 年 11 月
火葬炉設備等更新	令和 6 年度～令和 8 年度	令和 9 年 4 月以降廃止
構 造	鉄筋コンクリート造平屋（一部 2 階有）	鉄筋コンクリート造平屋（一部 2 階有）
延床面積	1614.81 m ²	1234.99 m ²
火 葬 炉	・ 人体用火葬炉 3 系統 5 炉 ・ 胞衣炉 上記 5 炉を使用 ・ 動物炉 2 系統 2 炉 （メーカー：(株)宮本工業所）	・ 人体用火葬炉 2 系統 3 炉 ・ 胞衣炉 上記系統の 1 炉 （メーカー：(株)宮本工業所）
主な施設	火葬棟：エントランスホール、告別室 2 室、炉前ホール、収骨室、霊安室、作業室、中央制御室、待合ロビー、待合 4 室、事務室、便所、湯沸室 付属棟：作業室、倉庫	火葬棟：エントランスホール、告別室、炉前ホール、収骨室、待合ロビー、作業室、中央監視室、事務室、倉庫、車庫 葬祭棟：エントランスホール、便所、湯沸室、葬祭場、待合和室 3 室、
火葬日数	令和 6 年度 281 日	令和 6 年度 233 日
火葬件数	令和 6 年度 人 体：571 件 小動物：486 件	令和 6 年度 人 体：417 件 葬祭棟：6 件
最大受入可能件数	1 日 10 件	1 日 5 件
休館日	1 月 1 日及び 1 月 2 日	1 月 1 日及び 1 月 2 日

※令和 8 年度は柏原斎場・氷上斎場の 2 斎場を使用。

令和 9 年 4 月以降は斎場統廃合により、氷上斎場を廃止し柏原斎場の 1 斎場とする。

(2) 主な修繕履歴

① 【柏原斎場】令和6年5月 空調設備修繕

毎年実施 火葬炉修繕（耐火煉瓦等の消耗部品交換）・・・市が実施

② 【氷上斎場】令和6年12月 空調設備修繕

毎年実施 火葬炉修繕（耐火煉瓦等の消耗部品交換）・・・市が実施

(3) 施設の利用状況

① 利用者数の実績

年間火葬数 令和6年度（人体：988件、小動物：486件）

② 収支の状況 令和6年度

【歳入】斎場使用料 23,827千円（市へ納付）

【歳出】原油価格等高騰対策補助金600千円（臨時）

指定管理料 60,686千円

2 管理運営の基本方針

指定管理者は、葬儀及び火葬を行うための本施設の設置目的を達成するため、斎場機能が十分に発揮できるようサービスの効果及び効率を向上させ、もって公共の福祉の一層の増進を図ること。

3 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うにあたっての基本的事項は次のとおりです。

(1) 開館日

丹波市斎場条例第7条の規定に基づく施設の休業日である、1月1日及び2日を除いた期間とします。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て臨時に開館し又は休館することができます。

(2) 利用時間

火葬棟は午前10時から午後4時まで、葬祭棟は午前9時から午後4時まで、附属棟は午前9時から午後4時までとします。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができます。

(3) 受付事務及び使用可能時間

斎場の受付事務及び使用可能時間は、次のとおりとします。ただし、市長が必要と認めるとき、又は指定管理者があらかじめ市長の承認を得たときはこの限りではありません。

① 受付事務 午前8時30分から午後5時15分まで

② 使用可能時間 火葬棟：午前10時から午後4時まで

(30分間隔で毎時0分、30分)

葬祭棟：午前9時から午後4時まで

(準備、片付け等午後5時15分まで)

付属棟（小動物）：午前9時から午後4時まで

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置をとる必要があります。

(5) 関係法令等の遵守

指定管理者は、丹波市斎場の管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）…など）

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

業務の範囲は下記及び別添「丹波市斎場指定管理者仕様書」のとおりとします。

なお、部分的な業務の委託については、あらかじめ市の承認を得たうえで、他の事業者に委託できるものとします。

- ① 本施設の利用に関する業務
- ② 本施設の予約に関する業務
- ③ 本施設の利用に係る使用料の徴収に関する業務
- ④ 本施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ その他、市又は指定管理者が必要と認める業務

(2) 指定管理者と丹波市の責任分担

市と指定管理者の責任分担は、別紙の「リスク分担表」によるものとします。ただし、同表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議して定めることとします。

5 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間です。ただし、本市が推進する公共施設マネジメントにより、上記期間を変更する場合があります。この期間は、議会議決後、正式に指定期間となります。

契約日の翌日から令和8年3月31日までの期間は準備期間とし、当該期間に関する経費は、指定管理者の負担とします。

なお、前事業者からの引継ぎは、丹波市斎場指定管理に係る全ての業務内容について準備期間中に完了し、指定管理者は市に紙面により報告してください。

6 使用料等

(1) 使用料収入

丹波市斎場施設を使用する者が納付する火葬施設使用料、その他施設使用料は、丹波市の収入となります。

(2) 残骨灰の有価物の取扱い

残骨灰は処理施設に運搬し、無害化处理等を実施し、残骨灰を残骨・有価物・その他残さ類に選別すること。なお残骨灰に含まれる金・銀・プラチナ・パラジウム等の有価物については残骨灰から選別後、売却可能な状態に精錬し、市に引き渡すものとし、売却可能な状態とは、ホールマークの打刻や証明書の添付等により、一般的な商慣習に照らして、当該有価物を第三者に売却できる状態をいいます。市への引き渡しは年1回を原則とし、市の指示する方法により行うものとします。

7 指定管理料

(1) 丹波市斎場管理運営の業務に係るすべての経費は、丹波市が支払う指定管理料及びその他の収入をもって充てるものとします。

(2) 丹波市が支払う指定管理料は、「4 指定管理者が行う業務の範囲等」で示した丹波市斎場の管理運営に要する経費の見込額とし、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。

(3) 丹波市斎場指定管理料の限度額（消費税及び地方消費税を含む）は、以下のとおりとします。

1年目	75,786千円	2年目	71,438千円	3年目	71,272千円
4年目	71,348千円	5年目	71,438千円		

◇指定管理料は、業務の範囲や管理の基準等に変更がない限り、指定期間中の変動はない。ただし、精算項目に係るものは除く。

(4) 指定管理料に含まれる修繕料・電気代・灯油代については、協議のうえ、指定管理料の精算を行います。

(5) 丹波市斎場については、指定管理料スライド制度は適用しません。

8 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

応募者の資格は、指定期間中、施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人又はその他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4で規定される一般競争入札に参加させることのできないもの
- ② 丹波市から指名停止措置を受けているもの
- ③ 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っているもの

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑥ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消し又は本業務の全部若しくは一部の停止を受けたもの
- ⑦ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けたもの。ただし、当該勧告を受けた後に、必要な指定の実施について労働基準監督署に報告し、対応を実施済みである場合を除く。
- ⑧ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないもの

（2）応募者の形態

- ① 複数の団体がグループ（共同事業体）（以下「グループ」という。）を構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めてください。
- ② グループは応募時にグループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたグループの協定書の写しの提出が必要です。
- ③ 指定管理者の候補者が新たに法人を設立する場合には、指定管理者の候補者の選定後に当該法人の登記事項証明書、登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出してください。

（3）応募の制限

- ① 応募1団体又はグループにつき、申請は1件とします。
- ② 単独で応募した団体はグループ応募の構成員となることやグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

（4）応募書類

丹波市斎場指定管理者指定申請書（別添様式）に以下の書類を添付して提出してください。ただし、提出書類は、A4サイズ縦長、横書きとします。

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② グループ構成員表（様式2）（グループ応募の場合のみ必要）
- ③ 事業計画書（様式3-1）
- ④ 管理運営にあたっての基本方針（様式3-1）
- ⑤ 指定期間中の収支計画に関する事項（様式3-2）
- ⑥ 管理運営の内容に関する事項（様式3-3・4・5・6・7）
- ⑦ 収支計画書（様式4）
- ⑧ 実施体制表（様式5）
- ⑨ グループ応募 役割分担・責任分担（様式6）
- ⑩ 団体の概要（様式7）

各項目について、条例、規則、本要項、別添「丹波市斎場指定管理者仕様書」等を参照のうえ、作成し提出してください。市が定める評価指標及び目標値を達成するための取り組みを具体的に記載してください。

（5）付属書類

- ① グループの協定書の写し（グループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたもの）
- ③ 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれに類するもの）
- ④ 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本及び印鑑証明書（申請日の3月以内に取得したもの）
- ④ 役員の名簿
- ⑤ 事業（営業）報告書（直近のもの）
申請者の活動等に関する実績及び実施計画の内容がわかるもの
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの（直近3年間）
- ⑦ 市税・法人税の納税証明書、消費税の滞納がない証明書（直近3年間）
- ⑧ その他、市長が必要と認める書類
- (6) 提出部数（正本1部、副本10部）
- (7) 留意事項
 - ① 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
 - ② グループ応募の場合には、構成員ごとに（5）の付属書類を作成してください。
 - ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
 - ④ 提出された書類の内容を変更することはできません。
 - ⑤ 提出された書類は返却しません。
 - ⑥ 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
 - ⑦ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出してください。
 - ⑧ 提出された応募書類は、丹波市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合があります。

9 応募の手続き

(1) 応募書類の提出方法

応募書類の提出は直接（2）で示す提出場所に持参すること。

(2) 応募書類の提出場所

丹波市役所生活環境部環境課環境係

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地

(3) 応募期間

令和7年8月8日（金）から令和7年9月9日（火）まで

(4) 留意事項

- ① 応募書類の配布・受付時間等は、平日の午前9時から午後5時までとします。
- ② 応募者は、可能な限り、現地で行う業務説明会に参加してください。
説明会日時・・・令和7年8月21日（木）午前9時30分から。
説明会場所・・・柏原斎場つつじ苑 待合室4
説明会参加申込期限・・・令和7年8月19日（火）午後5時まで

- ③ 募集に関する質問は、質問書（様式9）により行ってください。郵送、ファックス及びメールも可とします。なお、電話又は口頭による質問は受け付けません。質問書の回答は丹波市ホームページにて行います。

質問の受付期間は令和7年8月26日（火）午後5時までとします。

質問の回答は令和7年9月2日（火）に行います。

10 指定管理者の候補者の選定

- （1）指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定評価委員会が行い、市長が候補者を決定します。

- （2）応募者の審査は、丹波市が設置する指定管理者選定評価委員会が、規則で定める選定の基準に事業計画書等の内容を照らし、本要項及び次に掲げる評価指標の項目を考慮して総合的に判断します。

◇共通評価項目

- ① 市民の視点
 - ・市民サービスと厳粛な火葬執行
- ② 財務の視点
 - ・コストの最小化
- ③ 業務の視点
 - ・満足度向上のための業務プロセス改善などの評価
- ④ 人材の視点
 - ・人材育成、ノウハウの蓄積等
- ⑤ 地域の視点
 - ・施設管理者の責務と地域信頼性の樹立など

◇総合評価項目

- ① 設置目的を効果的かつ効率的に達成できること
- ② 具体的管理運営能力の視点
 - ・斎場施設における具体的な管理運営実績の評価
- ③ 経済的視点
 - ・指定管理料について経済的視点で評価

（3）審査の日程等

① 審査の日時

令和7年9月25日（木）

② プレゼンテーションについて

応募者のプレゼンテーションは、1団体につき参加人数は3名以内とし、説明時間は30分以内とすること。なお、事前に提出された応募書類以外の資料を用いてプレゼンテーションを行う場合は、審査当日に必要な部数を用意すること。また、プロジェクター等の機器が必要な場合は事前に申込ください。

11 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行います。

市は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議を行うと共に、求めにより事業計画書及び収支計算書等の提出に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、指定管理者選定評価委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、議会で議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に締結する「年度協定」を締結します。

12 留意事項

(1) 候補者については、議会議決後、市ホームページにより選定結果を公表します。

開示請求があった場合、応募書類及び議事概要を開示しますので、ご承知のうえ応募してください。

(2) 指定管理者は、丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消される、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがあります。従って、指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前においても、財務状況の悪化又は社会的信用を著しく損なう等により事業の履行が確実でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、基本協定を締結しない又は基本協定を解除することがあります。

(3) 指定管理者の指定を取り消し、基本協定の解除等を行った場合、指定管理者に対して違約金及び損害賠償の請求を行います。

違約金等の詳細については、基本協定で定めます。

13 各種税の取扱い

(1) 事業所税

総務省市町村税課長の通知（平成17年11月14日総税市第59号）に基づき、使用料金制を適用している公の施設の管理運営事業は、事業所税の課税上は収益事業として扱われ、公益法人が指定管理者である場合も含めて事業所税の課税対象となる可能性があります。

なお、各施設・各指定管理者の具体的な判定については、各指定管理者が確認することが必要となります。

(2) 法人税・法人市民税・法人県民税

指定管理者として公の施設の管理運営を行う際、株式会社、財団法人等だけでなく、特定非営利活動法人、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、法人でない社団及び財団で代表者又は管理人の定めがあるもの場合には、「法人」として、法人税、法人市民税及び法人県民税が事業内容によっては課税対象となりますので、詳細は各関係機関にお問合せください。

14 問合せ先

丹波市役所 生活環境部環境課環境係（担当：大森）

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

電話：0795-82-1290（環境課直通） FAX：0795-82-1821（1F）